

「素肌ウォーター」に係る食品健康影響評価について

1 経緯

「素肌ウォーター」については、平成 23 年 3 月 23 日付けで、グルコシルセラミドを関与成分とする特定保健用食品の表示許可申請がなされたものである。

今般、消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会での審議が終了したことから、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2 評価依頼製品の概要

(1) 製品

- ① 商 品 名：素肌ウォーター
- ② 食 品 の 種 類：清涼飲料水
- ③ 関 与 成 分：グルコシルセラミド 1.8 mg
- ④ 一日摂取目安量：1 本（340ml）
- ⑤ 特定の保健の用途：肌が乾燥しがちな方に適する。

(2) 関与成分

グルコシルセラミドはこんにゃく芋（学名：*Amorphophallus konjac*）から得られた、長鎖塩基（スフィンゴイド塩基）と脂肪酸が酸アミド結合したセラミドが、グルコースとグルコシル結合した糖脂質である。

(3) 作用機序

in vitro における試験、動物を用いた試験及びヒトにおける試験により、皮膚に到達したグルコシルセラミドの代謝物であるスフィンゴイド塩基によるコーニファイドエンベロープの形成促進、セラミド再構築及びタイトジャンクションの機能亢進の機序により、経表皮水分蒸散量（transepidermal water loss：TEWL）を抑制しバリア機能を改善することが示唆された。

(4) 有効性

皮膚の乾燥を自覚し、かつ痒みを自覚する健常被験者 83 名を対象に、プラセボ対照ランダム化二重盲検並行群間比較試験を実施した結果、頬部の TEWL の摂取前からの変化量で、プラセボ飲料群と試験飲料群の群間で有意差が認められた。

また、皮膚の乾燥を自覚し、かつ痒みを自覚する健常被験者 157 名を対象に、プラセボ対照ランダム化二重盲検並行群間比較試験を実施した結果、上肢の肘及び下肢の足背の TEWL の摂取前からの変化量で、プラセボ飲料群と試験飲料群の群間で有意差が認められた。

3 今後の予定

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、消費者委員会新開発食品調査部会において審議する予定である。